

り。  
市長と代表者との會見  
午後五時半より代表者一同との會見行はれ前記の通り一人  
當り出役日數の減少したること、舊曆年末を控へ越年の費  
用にも窮すること、賃金値上等に關し代表者より陳述前記  
第九號第二項の通り三ヶの要求を提出したり。  
因つて市長は何れも即答の限りに非ざるも要求第一項賃金  
値上に關しては豫算關係もあり三割値上は要求に應じ得ざ  
るも何等かの考慮をなすこと第二項一日の使用人員は労働  
者側の要望の趣旨に添ふ様考慮すること第三項に關しては  
要求に應じ得る筋合のものに非ずと答へたるも代表者側に  
於ては第三項をも是非貫徹したき氣配を示し會見約三時間  
に亘るも代表者側は同一要求を反覆するのみなれば翌日午

後二時に具体的回答をなすべき旨市長より申渡し一應解散  
したり

### 一一、解決状況

#### 1、解決に至る迄の事情

要求提出の翌日一月三十日午前中市長、助役、土木課長  
學務課長及紹介所長等會合對策に就き協議の結果左の腹  
案を決す。

要求第一項に關しては、豫算關係もあり且つ労働者側要  
求の趣旨も一日當り收入賃金の増加を目的とするものに  
て労働時間の延長を問題としたるものに非らざるを以て  
單純値上とせず休憩時間五十分を三十分短縮し終業時  
刻午後五時を三十分延長し都合一日の労働時間に於て五  
十分の増加をなし之に對し一步の歩増を支給することと